

業債第21号(例)

2019年4月1日

代 理 店
国 債 代 理 店 御中
国債元利金支払取扱店

日 本 銀 行 業 務 局

「国債元利金課税事務取扱手続」の一部改正に関する件

租税特別措置法施行令の改正に伴い、標記規程（平成27年12月4日付業債第40号別紙1）（一部の事務にかかる規定を除き、日本銀行本支店のみに適用する規程です。）の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、ご参考までにお知らせします。

代理店等におかれましては、国債の元利金にかかる課税事務について、本規程の関係箇所を適宜参考にして頂きながら、税法その他の関係法令に従い、自行庫・自社所定の方法により、引き続き適切に行って頂きますようお願いいたします。

以 上

「国債元利金課税事務取扱手続」中一部改正

- 322の 支払通知書（計算書）の記載例 【国債証券の場合】を次のとおり改める（全面改正）。

【国債証券の場合】

【設例】居住者に次の利子にかかる支払通知書を交付するとき

- 利付国庫債券(20年)第55回 10万円券の利札5枚

書式No.302

国債元利金支払計算書

(日付) 1. 9. 20

店 印

③

日本銀行 ○○支店

群馬県○○市△△町1-1

乙野次郎 様

元 金			利 子								
種 別	枚 数	金 額	1 枚 当 り の 金 額			合 計 金 額					
			種 別	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額	枚 数	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額	
証 国債名称 ()	枚	円	利 国債名称 (利付国(20年))	円	円	円	枚	円	円	円	額面金額 ① 100,000円
"			"								
"			"								
減紛失利賦札 元利金(償還 金)領収証書											
賦 札			計					(イ)	(ロ)	(ハ)	
計	(A)		税 差 引 額					(B) (イ)-(ロ+ハ)			3,985

本計算書は、租税特別措置法第8条の4第4項の規定に基づき作成されたものです(支払通知書代用)。②

支払額 (A+B) 円
¥3,985

共業711(2)

- ① 額面金額を補記する。
- 同種の利札が複数枚ある場合においても、利札に表示されている額面金額を補記する（各利札に表示されている額面金額を合算することはしない）。
- ② 租税特別措置法第8条の4第4項の規定に基づき作成されたものである旨を補記する。
- ③ 店名を表示のうえ、店印を押す。

- 322の 支払通知書(計算書)の記載例【登録国債の場合】中、「28-09-08」を「1-9-10」に、「28-09-20」を「1-9-20」に、「28.9.20」を「1.9.20」に、「であり、確定申告を行う際には確定申告書に添付してください」を「です」に改める。